

契約段階における実効性確保

第3回WG(12月26日)での主なご意見

「労務費の基準」の運用方針（案）について

【基本的な考え方】

- ◆ 労務費の基準の算出イメージと、CCUSのレベルに応じた賃金の支払いについて関係を示してほしい。
- ◆ 民間工事では、発注者からの情報が不十分で、正確な労務費を算出することが困難。注文者から受注者に見積り条件や設計図書などの詳細を事前に明示することをガイドライン等で示す必要。

【労務費の基準と異なる額での労務費の見積りの取扱い】

- ◆ 労務単価・歩掛りの両方を低くした見積りの扱いについては×とすべき。

【見積書の保存】

- ◆ 見積書や交渉の記録の保存ルールをガイドライン等で示す必要。

【見積り時の対応】

- ◆ 設計図書の確定を施工段階で進めていくことについても、ガイドライン等に反映する必要。
- ◆ 注文者から価格を提示される場合、労務費の基準の算出根拠となる歩掛りや労務単価の参考明示が必要。
- ◆ 発注者から受注者に生産性を上げる提案を行い、労務費の基準より低い金額で合意することも容認すべき。

【見積り後の増額】

- ◆ 長期工事の場合は、当初見積りから将来の値上がり分を織り込んだ見積りをするを標準とする必要。
- ◆ 精算をする場合に、精算時点で適切な労務費が確保されているかが検証されるべき。また、設計図書の確定を段階的に進めていく中で、契約時点では適正だったとして、最終的にも適正かについても検証すべき。
- ◆ 元請の責任で見積書を作成したのに、かかった費用を実費精算的に発注者が払わなくてはならないとなるのであれば、大きな商慣習の変更になる。

【安い見積り】

- ◆ 下請が見積を作成する段階で、仕事欲しさに価格を下げるのが許されないのか。また、その場合に、注文者がどう対応すべきかをガイドライン等で示す必要。
- ◆ ダンピング防止のために、労務単価水準を基準にするという原則をずらさないことが重要
- ◆ 「次の仕事」がないと何らかの理由を付けて値段が下げられていく。そのようなことを許さない考え方にするべき。
- ◆ 下請に依頼した見積書の価格が想定より低い場合、元請として断る理由もないが、効率化によるのかダンピングか判断できない。

第3回WG(12月26日)での主なご意見

労務費・必要経費等を内訳明示した見積りについて

【見積書の記載事項】

- ◆ 労務費と材料費と同様に、義務的な経費も競争の外に分けていく必要がある。

【見積書の電子化、保存】

- ◆ 見積書の作成ソフトなど簡単に見積書が作れるようなものが必要。
- ◆ 見積書を電子媒体で作成することについて、対応が困難な事業者への配慮が必要。
- ◆ ガイドライン等を生成AIに学習させ、条件を入れれば見積書が作成できるようなIT技術の利用も検討すべき。
- ◆ 見積書や交渉の記録の保存ルールをガイドライン等で示す必要。

【内訳明示した見積書の作成の普及・促進】

- ◆ 住宅分野において、見積書には労務費や雇用に必要な経費が明記されることはほとんどない。労務費等を記載した見積書を作成するためにはどのような課題があるかを議論し、方策を検討したい。
- ◆ 下請からの見積書は材工分離とはなっていない。下請に依頼しても材工分離で提出されることはほとんどない。
- ◆ 標準見積書を作ったが、元請に受け取ってもらえない。

労務費以外の必要経費について

- ◆ 経費をどのように計算したらいいかわからない零細事業者もいる。
- ◆ 設計労務単価と同様に、41%という数字を示してほしい。
- ◆ 一般管理費は、会社規模によって異なるため、一律の基準で算定することは困難。
- ◆ 下請次数が深化するほど一般管理費等の確保が困難となっていることを踏まえた必要経費の範囲設定が必要。
- ◆ 必要経費も含め見積りを出す際のルールとして、官庁施設の設計業務の積算制度（設計業務委託等技術者単価等）も参考としてはどうか。

本日のWGで**特**にご議論いただきたい事項

「労務費の基準」の運用方針(案)

【資料1－2】

- ◆ 契約時に取り決めた労務費と完工時まで実際に必要となった労務費・賃金が異なった場合の取扱い。
- ◆ 受発注者合意の下での安価な見積もりの取扱い。

労務費・必要経費等を内訳明示した見積り

【資料1－3】

- ◆ 労務費その他の必要経費を内訳明示した見積書の作成の普及・促進。

労務費以外の必要経費

【資料1－4】

- ◆ 「雇用に伴う必要経費」について、労務費の基準の公表とあわせて、参考値を具体的な数値として示すこととする方向でよい。